

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 (略) (支援金を支給しない場合) 第2条 <u>犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第3条第1号の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者)(以下「被害者等」という。)</u>と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があつたときは、<u>遺族支援金又は傷害支援金(以下「支援金」という。)</u>を支給しないものとする。 (1) <u>夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)</u> (2) <u>直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)</u> (3) <u>3親等内の親族</u> (4) <u>同居の親族</u> (支援金を支給しない該当行為) 第3条 <u>犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、支援金を支給しないものとする。</u> (1) <u>当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}幫助する行為</u> (2) <u>暴行又は脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為</u> (3) <u>当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為</u> (支援金を支給しない該当事由) 第4条 <u>被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。</u> (1) <u>当該犯罪行為を容認していたこと。</u> (2) <u>集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属</u>	第1条 (略) (支援金を支給しない場合) 第2条 <u>条例第4条の規定に基づき支援金の全部又は一部を支給しないときにおける支援金の算定は、犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)の規定の例による。</u> (削る) (削る)

していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに
関連がないと認められるときを除く。)。

(3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(支援金の支給に関する特例)

第5条 (略)

(支援金の支給申請)

第6条 遺族支援金の支給について、条例第7条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町遺族支援金支給申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(加える)

(3) (略)

2 傷害支援金については、条例第7条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町傷害支援金支給申請書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

(1) 身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

(2) (略)

(支援金の審査結果通知)

第7条 町長は、支援金の支給に関する審査を行つたときは、速やかに寒川町支援金審査結果通知書(第3号様式)により申請者に通知しなければならない。

(委任)

第8条 (略)

～略～

第1号様式(第6条関係)

(支援金の支給に関する特例)

第3条 (略)

(支援金の支給申請)

第4条 遺族支援金の支給について、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町遺族支援金支給申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第20条に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(以下「裁定通知」という。)の写し

(4) (略)

2 傷害等支援金については、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町傷害等支援金支給申請書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

(1) 裁定通知の写し

(2) (略)

(支援金の審査結果通知)

第5条 町長は、支援金の支給の適否を決定したときは、速やかに寒川町支援金支給(不支給)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 (略)

～略～

第1号様式(第4条関係)

[別添のとおり] <u>第2号様式(第6条関係)</u> [別添のとおり] <u>第3号様式(第7条関係)</u> [別添のとおり]	[別添のとおり] <u>第2号様式(第4条関係)</u> [別添のとおり] <u>第3号様式(第5条関係)</u> [別添のとおり] <u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>
---	---

(改 正 前)

第1号様式(第6条関係)

寒川町遺族支援金支給申請書

年 月 日

(あて先)寒川町長

申請者 氏 名 印
住 所
被害者との続柄
電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第6条第1項の規定により、遺族支援金の支給を申請します。

被害者	氏 名			性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生			
	住 所				
被 害 を 受 け た 日		年 月 日			
被害を受けた場所					
警察署の届出年月日		年 月 日		警察署	
他 順 の 位 第 遺 一 族	氏 名	被害者との続柄	住 所		
添付書類 被害者の死亡診断書又は死体検案書・その他					
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____					

(改 正 後)

第 1 号様式（第 4 条関係）

寒川町遺族支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

申請者 氏 名 印
住 所
被害者との続柄
電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、遺族支援金の支給を申請します。

被 害 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	本籍・国籍		
	住 所		
被 害 を 受 け た 日		年 月 日	
被害を受けた場所			
犯罪被害の発生状況			
添付書類 被害者の死亡診断書又は死体検案書・犯罪被害者等給付金支給裁定通知書・その他			
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____			

(改 正 前)

第 2 号様式（第 6 条関係）

寒川町傷害支援金支給申請書

年 月 日

（あて先）寒川町長

申請者 氏 名 印

住 所

電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、傷害支援金の支給を申請します。

被 害 者 (申請者)	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
	住 所			
被 害 を 受 け た 日		年 月 日		
被 害 を 受 け た 場 所				
警察署の届出年月日		年 月 日		警察署
添付書類 医師又は歯科医師の診断書・その他				
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____				

(改 正 後)

第 2 号様式（第 4 条関係）

寒川町傷害等支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

申請者 氏 名 印

住 所

電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第 4 条 2 項の規定により、傷害等支援金の支給を申請します。

被 害 者 (申請者)	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	本籍・国籍	
	住 所	
被 害 を 受 け た 日		年 月 日
被 害 を 受 け た 場 所		
犯罪被害の発生状況		
添付書類 犯罪被害者等給付金支給裁定通知書・その他		
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____		

(改 正 前)

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町支援金審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました遺族支援金・傷害支援金につきましては、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 支給します 支援金の額 円
- 2 支給できません
理 由

※ この通知について不服のある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けたことを知つた日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(改 正 後)

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました遺族支援金・傷害等支援金につきましては、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 支給します 支援金の額 円
- 2 支給できません

理 由

※ この通知について不服のある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けたことを知つた日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。